

## 西条市がん対策推進条例(案)の概要

### 1 条例制定に至った経緯

厚生労働省「2019年人口動態統計月報年計の概況」によると、死亡者数を死因順位別においては、第1位が悪性新生物(いわゆる「がん」)で、死因別死亡率の年次推移は一貫して上昇し、1981年以降死因順位は第1位となっていて、全死亡者のおよそ3.7人に1人は「がん」が死因であるとされています。

愛媛県では、2007年4月に施行されたがん対策基本法を受け、2008年3月に「がん対策推進計画」を策定し、がん対策をより充実させることを目指して、2010年3月「愛媛県がん対策推進条例」を制定し、同年4月施行しています。

本市の死因順位は、2017年愛媛県保健統計年報によると、「がん」は29.3%と第1位であり、今後、更なる高齢化の進行から高齢者のがん罹患数が増加することが見込まれ、がん対策のあり方を検討していく必要があります。市の責務、市民、医療及び福祉関係者、事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的にがん対策を推進することを目的とした「(仮称)西条市がん対策推進条例」を制定するものです。

### 2 条例の概要

#### (1) 基本理念

ア がん対策は、市民一人一人が、「がん」を正しく知り、がんの予防及び早期発見に努めるとともに、適切な医療及び支援により、がん患者等が地域で安心して暮らしていけるよう、市民、医療及び福祉関係者、事業者及び市による相互の連携の下に推進されなければなりません。

加えて、がん対策は、市民が「がん」にかかったとしても、自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指して積極的に推進されなければなりません。

#### (2) 責務

ア 市は、国、県、市民、医療及び福祉関係者、事業者及びがん患者等と連携を図り、本市の特性に応じたがん対策に関する施策を総合的かつ継続的に実施します。

イ 市民は、がんの予防に関する正しい知識を持ち、がん検診を積極的に受診することや市のがん対策に関する施策に積極的に協力するよう努めます。

ウ 医療及び福祉関係者は、がんの予防、がん医療及び福祉サービスの実施並びに市の実施するがん対策に関する施策へ協力するよう努めます。

エ 事業者は、事業所におけるがん検診及びがんの予防に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

加えて、事業者は、従業員の健診結果を踏まえ、早期に医療機関につなげ、勤務継続することができる体制づくりに努めます。

### (3) 基本的な取組み

#### ア 情報の収集及び提供

市は、国、県及び医療及び福祉関係者と連携を図り、がん対策に資する情報を収集するとともに、市民に対して、がんの予防及び早期発見、がん医療並びに患者支援に関する情報を適切に提供します。

#### イ がん教育の推進

市は、市民が学校教育、社会教育等の学習の場において、「がん」に関する知識を深めるための教育を推進します。

#### ウ がん予防の推進

市は、がんの予防に資するため、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、生活環境及びウイルス等が健康に及ぼす影響の正しい知識の普及啓発その他の必要な施策を実施します。

加えて、市は、「がん」の早期発見を推進するため、国の指針及び最新の科学的知見を踏まえたがん検診を実施します。

#### エ 在宅医療・緩和ケアの充実

市は、医療機関及び福祉サービスに係る事業者と連携し、在宅医療を希望するがん患者等の意向を尊重し、必要な施策の実施に努めます。

加えて、市は、県及び医療及び福祉関係者と連携し、緩和ケアの充実に努めるため、必要な施策の実施に努めます。

#### オ 骨髄移植等の推進

市は、白血病等の血液がんに対し、医療及び福祉関係者と連携して、骨髄移植、臍帯血移植等を推進するために必要な施策を講じます。

#### カ がん患者等への支援

市は、がん患者等が、「がん」と共存し、「がん」と向き合う中で新たな価値観を創造し、尊厳をもって安心して自分らしい生活を送るために、次に掲げる必要な施策を実施します。

- (ア) 医療機関との連携及び「がん」に関する相談支援センターの活用の促進
- (イ) がん患者等の身体的、精神的又は社会的な苦痛等を予防し、緩和するための取組の推進
- (ウ) がん患者等で構成される民間団体の活動の情報の発信及びそれらの団体が行う市のがん対策に資する活動への協力
- (エ) これらのほか、がん患者等への支援に必要な施策

#### キ 財政上の措置

市は、がん対策に関する施策を充実させるため、財政上の措置を講ずるよう努めます。